

普天間飛行場代替施設建設事業に係る 公有水面埋立承認申請書

審査状況中間報告

平成25年11月12日(火)

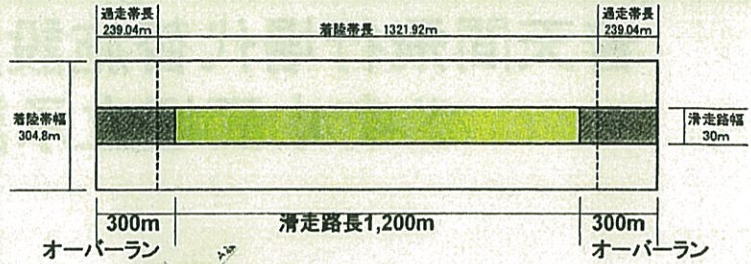
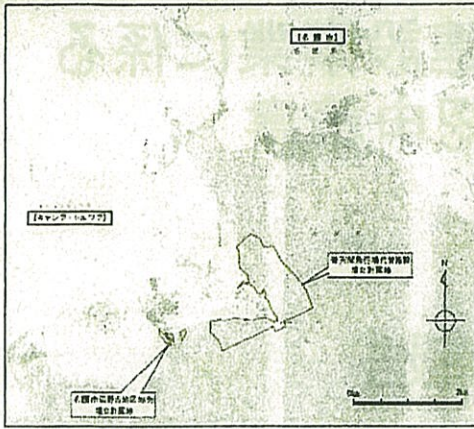
土木建築部海岸防災課

農林水産部漁港漁場課

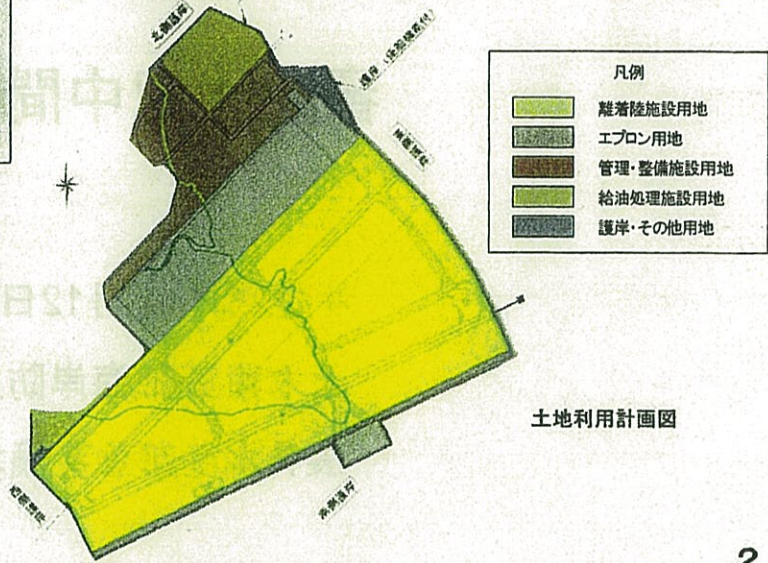
1 申請書(事業)の概要 ～普天間飛行場代替施設建設事業～

出願人・代表者	沖縄防衛局 局長 武田 博史
埋立面積(合計)	約157.1ha (1,571,328.93m ²)
普天間飛行場代替施設	約152.5ha (1,525,434.31m ²)
名護市辺野古地区地先	約4.6ha (45,894.62m ²)
埋立地の用途	
普天間飛行場代替施設	普天間飛行場代替施設の建設に供する埋立地
名護市辺野古地区地先	普天間飛行場代替施設建設の作業ヤードに供する埋立地 ※作業ヤード使用終了後は、地元の要望を踏まえ、緑化対策等に努めるとともに、住民の憩いの場として活用する。
埋立地の土地利用計画	
普天間飛行場代替施設	
1) 離着陸施設用地	着陸帯、滑走路、誘導路、ヘリパッド、航空保安施設
2) エプロン用地	駐機エプロン、燃料給油エプロン、弾薬搭載エプロン、洗機場
3) 管理・整備施設用地	管理棟、管制塔、格納庫、消防署 等
4) 供給処理施設用地	航空機燃料施設、汚濁処理施設、倉庫 等
5) 護岸・その他用地	外周護岸、護岸(係船機能付)、場周道路
名護市辺野古地区地先	
1) 作業ヤード用地	
2) 護岸用地	
埋立てに用いる土砂等の種類及び土量	約20,620千m ³ 海砂(約580千m ³)・・・沖縄島周辺から購入 岩ズリ(約16,440千m ³)・・・沖縄島、九州、瀬戸内周辺から購入 山土(約3,600千m ³)・・・辺野古ダム周辺等
埋立てに関する工事の施行に要する期間	約5年

1 申請書（事業）の概要 ～土地利用計画（埋立本体）～

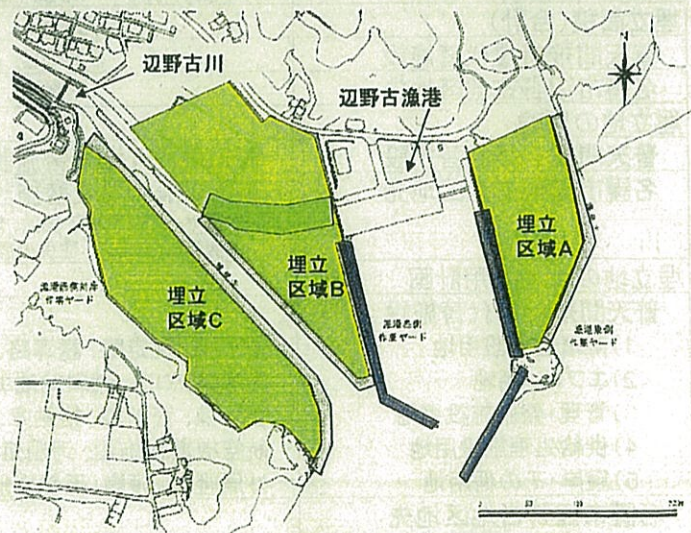
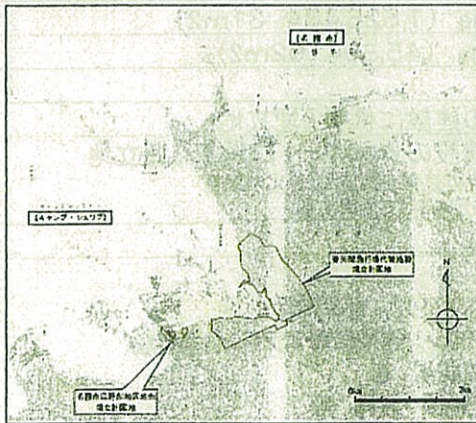


区分	全体面積 (ha)	埋立区域 (ha)	埋立区域外 (ha)
離着陸施設用地	126.3	94.6	31.7
エプロン用地	30.4	18.7	11.7
管理・整備施設用地	23.3	16.6	6.7
給油処理施設用地	10.7	10.1	0.6
護岸・その他用地	14.0	12.5	1.5
合計	204.7	152.5	52.2

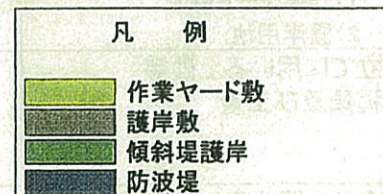


土地利用計画図

1 申請書（事業）の概要 ～土地利用計画（作業ヤード）～



区分	全体面積 (ha)	埋立区域 (ha)	埋立区域外 (ha)
作業ヤード敷	6.7	4.0	2.7
護岸敷	0.6	0.6	0.0
合計	7.3	4.6	2.7

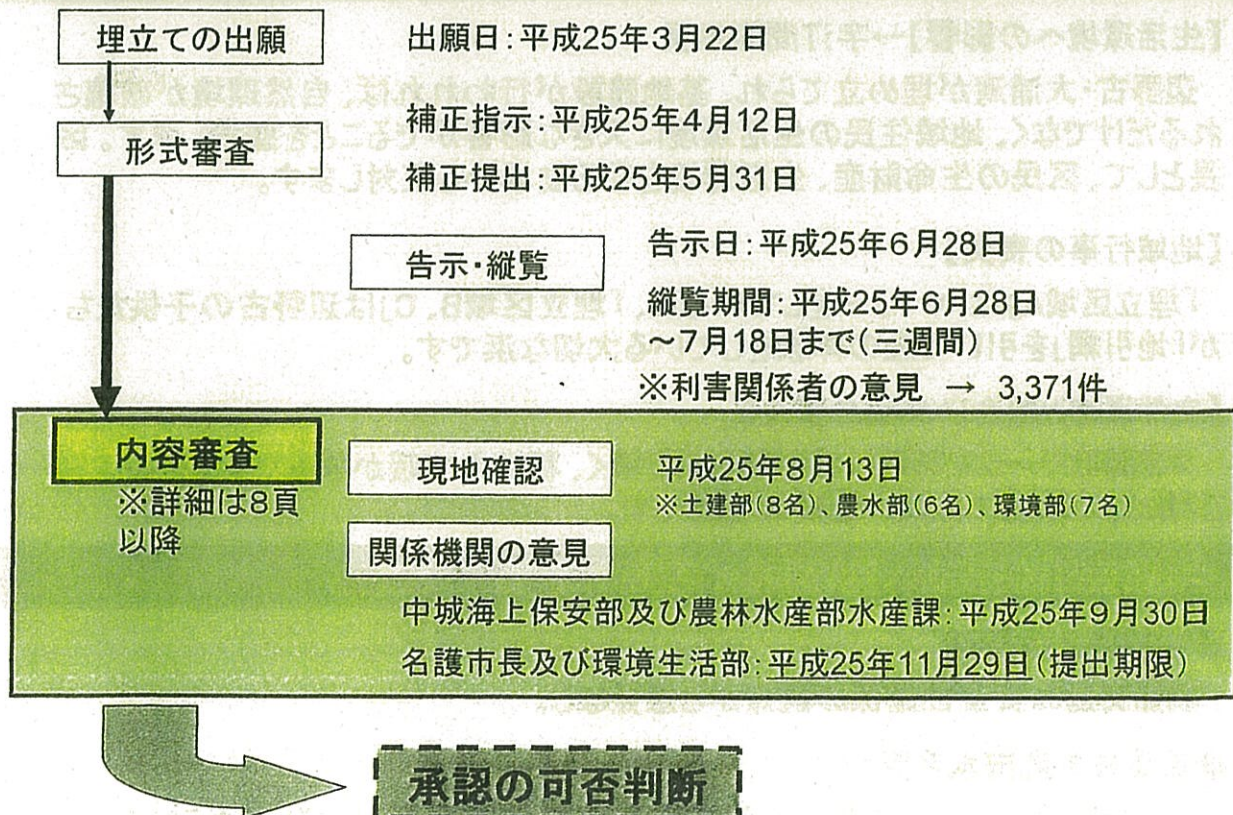


土地利用計画図

(参考) 普天間飛行場代替施設建設事業 改変区域概略



2 これまでの経緯 (出願以降の手続き)



3 利害関係人の意見

意見書	件数	備考
受付総数	3,572	期間外 61件
期間内 H25/6/28~7/18 (当日消印有効)	3,511	同一利害関係者の複数回提出 96件 住所・氏名未記載、英語表記 44件
意見書件数	3,371	否定的意見 3,343件 肯定的意見 20件 その他意見 8件
名護市在住	188	名護市に在住している者又は団体
県内在住	1,140	名護市以外の県内に在住している者又は団体
県外在住	2,035	県外の国内に在住している者又は団体
国外在住	8	国外に在住している者

※ 団体からの意見書は1件として計上

※ 同一の利害関係者から複数回意見が提出されている場合は1件として計上

6

3 利害関係人の意見（配慮すべきと考えられる意見の例）

【生活環境への影響】→字汀間区区長

辺野古・大浦湾が埋め立てられ、基地建設が行われれば、自然環境が破壊されるだけでなく、地域住民の生活環境に大きな影響がでることを懸念します。区長として、区民の生命財産、生活環境を守る立場から反対します。

【地域行事の喪失】

「埋立区域A」はハーリーをしている浜、「埋立区域B、C」は辺野古の子供たちが「地引網」を引いて漁の体験をしている大切な浜です。

【自然環境と触合いの場の喪失】

大浦湾はリーフで守られ波がほとんど無く、穏やかで暖かな海です。子供の遊び場としては他には無い最高の場所です。

中城海上保安部、県農林水産部水産課の意見

●中城海上保安部

船舶交通の安全性確保の観点から意見なし。

●県農林水産部水産課

汚濁の防止に努め、漁業への影響を最小限に抑えるよう配慮してもらいたい。7

4 内容審査において審査すべき6項目

法で定められている条件

1 法の承認基準への適合状況

(公有水面埋立法第4条第1項各号)

- (1) 国土利用上適正かつ合理的か(第1号)
- (2) その埋立てが環境保全及び災害防止について十分配慮されているか(第2号)
- (3) 国又は地方公共団体の法律に基づく計画に违背していないか(第3号)
- (4) 公共施設の配置及び規模が適正か(第4号)
- (5) 出願人、処分計画について(分譲埋立の場合に限る)(第5号)
- (6) 出願人の信頼性、資金計画等について(第6号)

2 利害関係人との調整状況

(公有水面埋立法第4条第3項及び第10条)

- (1) 法第5条の権利者(水面に関する権利者)
- (2) 法第10条の施設(埋立てに関する工事の施行区域又はその付近に設置された施設等)

通知に基づき審査する項目

3 埋立ての必要性

- (1) 必要理由
- (2) 埋立地の規模

4 公益上の観点からの特別な事由の有無

免許禁止基準(法第4条第1項各号)にすべて適合している場合であっても、公益上の観点から免許(承認)すべきでない判断される特別な事由がないか

5 既存の埋立権との関連

- (1) 既存の埋立権に係る埋立区域に重複していないか
- (2) 既存の埋立権に係る埋立区域に接続してなされる新たな埋立てにあつては、それに伴って既存の埋立権に係るものの設計の概要の変更又は、埋立区域の縮小が必要となっていないか
- (3) (2)の「必要となっている」場合においては、別途設計の概要の変更の許可申請等必要な手続がなされていて、その内容と新たな埋立てに係る内容とが整合しているか

6 その他

- (1) 埋立区域等の範囲の妥当性
- (2) 区域分割の妥当性

8

5 審査の状況

～中間報告～

1 法の承認基準への適合状況について

(1) 国土利用上適正かつ合理的か

(法第4条第1項第1号)

- ・ 重大な意味を持っている干潟、浅海、海浜等が失われることにならないか
- ・ 古来からの景勝地を変貌させてしまわないか
- ・ 周辺の土地利用と不釣り合いな土地利用となっていないか
- ・ 周辺区域の都市計画の内容と調和しているか
- ・ 埋立ての規模及び位置が、適正かつ合理的か
- ・ 埋立区域が水資源保護法、自然公園法等による規制区域に入っていないか
- ・ 埋立地の用途から考えられる大気、水、生物等の環境への影響の程度が当該埋立てに係る周辺区域の環境基準に照らして容認できる範囲にとどまっているか 等

○ 埋立区域及びその周辺には古来からの景勝地はない

○ 埋立区域及びその周辺は、米軍提供区域「キャンプ・シュワブ」であることから、周辺の土地利用との不釣り合いな土地利用とは言い難い

○ 水産資源法、自然公園法等関係法令に基づく規制等の対象区域はない

○ 飛行場の供用による騒音問題、ジュゴンへの影響について、審査中である

9

1 法の承認基準への適合状況について

(2) その埋立てが環境保全及び災害防止について十分配慮されているか
(法第4条第1項第2号)

- ・護岸、その他の工作物の施工において、環境保全に十分配慮した対策がとられているか
- ・埋立てに用いる土砂等の性質に対して、環境保全に十分配慮した対策がとられているか
- ・埋立土砂等の採取、運搬及び投入において、環境保全に十分配慮した対策がとられているか
- ・埋立てにより水面が陸地化することにおいて、環境保全に十分配慮した対策がとられているか
- ・埋立地の護岸の構造が、技術基準等に適合し、災害防止に十分配慮されているか
- ・埋立地をその用途に従って利用するのに適した地盤となるよう災害防止に十分配慮しているか 等

環境保全への配慮

◎ 評価書に対する知事意見: 当該評価書で示された環境保全措置等では、事業実施区域周辺域の生活環境及び自然環境の保全を図ることは不可能

◎ 環境生活部の対応状況

・環境保全に関し講じる措置を記載した図書(補正評価書)を審査中である

・専門家からの助言を求めている

・知事意見への対応状況、専門家の助言及び関係各課の意見等を総合的に判断していく予定

災害防止への配慮

◎ 護岸等工作物の安定性について、安定計算結果を審査中である

10

1 法の承認基準への適合状況について

(3) 国又は地方公共団体の法律に基づく計画に违背していないか(法第4条第1項第3号)

- ・埋立地の用途が都市計画法に基づく都市計画に违背していないか
- ・埋立地の用途から予想される環境への影響の程度が環境基本法に基づく公害防止計画上許容されているか 等

(4) 公共施設の配置及び規模が適正か
(法第4条第1項第4号)

- ・埋立地の用途に照らして、公共施設としての道路が適切な位置及び規模で設計されているか
- ・埋立地の用途に照らして、公共施設としての排水処理施設、終末処理施設等が適切な配置及び規模で設計されているか 等

◎ 埋立地の背後には、国土利用計画、都市計画法等に基づく地域指定及び公害防止計画等はない



※適合している

◎ 公共施設としての、道路、雨水排水管、給水管、污水配水管等が、適切な位置及び規模で設計されているかについて、審査中である

11

1 法の承認基準への適合状況について

(5) 出願人、処分計画について
(法第4条第1項第5号)

- ・分譲埋立の場合に限る

(6) 出願人の信頼性、資金計画等について
(法第4条第1項第6号)

- ・出願人が埋立てを遂行するに足る信用を有しているか
- ・埋立てに要する費用の明細が適正に算定されているか
- ・埋立てに要する費用に充てる資金の調達計画が万全になされているか 等

○ 該当なし

○ 出願人(防衛省沖縄防衛局)は、埋立てを遂行するに足る信用、資力を有している

○ 埋立てに要する費用の明細が示されている

○ 埋立てに要する費用は、国費を充てる旨示されている



※適合している

2 利害関係人との調整状況について
(公有水面埋立法第4条第3項及び第10条)

(1) 法第5条の権利者(水面に関する権利者)

- ・施行区域内に、法令等により公有水面占用の許可を受けた者がいないか
- ・施行区域内に、漁業権者又は入漁権者はいないか
- ・漁業権者又は入漁権者がいる場合、権利者の同意を得ているか 等

(2) 法第10条の施設(埋立てに関する工事の施行区域又はその付近に設置された施設等)

- ・埋立てによって、公有水面の利用に関して設置された既存の施設がその効用を妨げられることにならないか
- ・妨げられる場合において、代替施設の設置又は損害補償に関する設置者との協議が成立しているか 等

○ 漁業権者である「名護漁業協同組合」の同意を得ている

○ 当該区域内に公有水面占用の許可等を受けた者はいない



※適合している

○ 名護市所有の傾斜堤護岸、防波堤が埋立てによりその効用(親水機能等)が妨げられる

○ 管理者である、名護市との協議は成立していない

○ 名護市との協議が成立していないことの法的処理について、審査中である

3 埋立ての必要性 について

(1) 必要理由

- ・土地利用にあたって埋立てる必要があるのか
- ・土地利用にあたって公有水面を廃止する価値があるのか
- ・今埋立てを開始しなければならないか
- ・埋立地の用途に照らして適切な場所か
- ・施行主体として適格といえるか 等

(2) 埋立地の規模

- ・埋立地の用途及び土地利用計画からみて、埋立地の規模が適正か

◎ 県の主張

- ・普天間飛行場移設問題の喫緊の課題は、危険性の除去であり、一日も早い移設・返還の実現が必要
- ・地元の理解が得られない移設案を実現することは事実上不可能
- ・日本国内の他の地域への移設が合理的かつ早期に課題を解決できる

◎ 辺野古漁港内の作業ヤード埋立てについて、代替性の観点から審査中である

一方、弁護士の見解によると、

- ◎ 公有水面埋立の許認可は法定受託事務であり、基地が要らないことをもって埋立ては要らないとすることは、裁量の範囲外となる可能性が大
- ◎ ただし、政治的な判断により埋立ては要らないとすることも1つの判断である

4 公益上の観点からの特別な事由の有無 について

- (1) 免許禁止基準(法第4条第1項各号)にすべて適合している場合であっても、公益上の点から免許(承認)すべきでない判断される特別な事由がないか

例えば、埋立地の地盤の高さが、背後地の地盤の高さ、埋立地のその用途に従った利用、その他を総合的に判断して、排水、埋立地内での人命財産の保全等の観点から著しく不相当と認められないか

- ◎ 普天間飛行場の代替施設を辺野古地域に移設することについての、公益上の観点の判断が必要

5 既存の埋立権との関係 について

- ・既存の埋立権がある場合に限る

- ◎ 該当なし

6 その他 について

- (1) 埋立区域等の範囲の妥当性

- ・埋立地(陸地)と公有水面の境界を、春分又は秋分における満潮位等により、埋立区域が決めているか 等

- ◎ 平成24年(2012)の秋分の目の満潮位(+1.97m)により、埋立区域が決めている



※適合している

- 国土利用上適正かつ合理的かについては、飛行場の供用による騒音問題、ジュゴンへの影響をどの様に判断するかがポイント
→ 環境生活部の見解を基に判断
- 環境保全への配慮については、環境影響評価書に対し、「当該評価書で示された環境保全措置等では、事業実施区域周辺域の生活環境及び自然環境の保全を図ることは不可能」とした知事意見への対応がポイント → 環境生活部の見解を基に判断
- 利害関係人との調整については、辺野古漁港内の名護市が管理する傾斜堤護岸、防波堤の取扱いがポイント
- 埋立ての必要性については、その判断が法定受託事務の裁量の範囲を逸脱するか否かがポイント
- 名護市長及び環境生活部の意見 等